

韓国の学院法における「私教育」の位置づけ

田中, 光晴
九州大学大学院人間環境学府教育システム専攻 : 博士後期課程

<https://doi.org/10.15017/7376519>

出版情報 : 国際教育文化研究. 9, pp.95-112, 2009-07-07. Comparative and International Education,
Faculty of Human-Environment Studies, Kyushu University

バージョン :

権利関係 :



韓国の学院法における「私教育」の位置づけ

田中 光晴

1. はじめに

本稿の目的は、「学院の設立・運営及び課外教習に関する法律（以下、学院法）」の変遷および関連法の変遷に着目し、韓国社会において学院⁽¹⁾が公教育－私教育⁽²⁾の関係性の中でどのように位置付けられて来たのかを明らかにすることにある。

日本では、塾や家庭教師と関連する法律として「特定商取引に関する法律」や「消費者契約法」を挙げることができるが、直接塾を規定する法律は存在しない。それは、塾や家庭教師を「する」こともあるいは、「受ける」ことも私的な権利であり、そこに国家が介入する余地はないという立場によると考えられる。実際、営利を目的とする学習塾を所管するのは、文部科学省ではなく、経済産業省である。しかし、近年では、行政が民間企業と協力して「学習塾」を運営するケースも登場するようになった。たとえば、福島県川内村は、民間学習塾の講師を招いて村営の「かわうち興学塾」を開設している⁽³⁾。また、東京都港区が開設している「土曜特別講座」⁽⁴⁾や、足立区の「中学生補習教室」⁽⁵⁾もその例である。これらは、公教育と私教育の境界線をにじませ、これまで私教育が潜在的に有する力を公教育内で活用しようという試みである。言い換えれば、私教育で公教育を補完することを行政が認めたのである。この状況が意味することは、これまでのように教育機会の平等や、多様化について公教育の範疇のみで問題をとらえようとすることには限界があるということである。私教育と公教育の新たな関係性の構築が求められている以上、改めて塾と学校をめぐる諸課題を研究対象とする必要があると考える。

この私教育と公教育の関係を考える上で、示唆に富むのが韓国の事例である。韓国においては、私教育（特に日本で言う家庭教師に該当する「課外」）に対し、社会的弊害が大きいとして原則的に禁止してきた。ここでいう社会的弊害とは、貧富の格差により教育の機会に差が生じる点、現職教員が家庭教師のアルバイトをして本業を疎かにする点などである。しかし 2000 年 4 月に、この「課外」禁止を規定する法律は憲法裁判所から違憲判決を受けた。その後徐々に「課外」に関する規制は緩和されていくものの、未だに塾を含め課外に関する法律は存在している。本稿では、この法律に着目し、韓国社会で私教育がどのように位置づけられてきたかを明らかにしたい。

2. 学院法の成立と変遷

(1) 自由放任期 (1945 年～1960 年)

韓国において学院に関する法律が制定されたのは、1961 年のことである。それ以前までの学院に対する政策方針は、自由放任であったと言える。1945 年後ソウルには、美容師のための学院や洋裁のための学院などが存在しており、法的には公民学校や各種学校の範疇に含まれていた⁽⁶⁾。朝鮮戦争後、1950 年後半になると、一流大学に入ろうとする受験生に英語や数学を教える入試系学院が登場した。当時の外国語系学院として設立されたのは、ソウルのソンリム英語学院、大邱の ECA 学院、人文系学院はソウルのチョンサン学院、サンリュク学院、クルセク学院等である⁽⁷⁾。また、1957 年 3 月には、これら学院の設立者らが集まり、現在の韓国学院総連合会の前身となる「全国私設学院総連合会」が創立されている。この時期、特に設立を規制する法律がなかったこともあり、1950 年代後半から 1960 年にかけて学院が増加した。学院が増加した背景には、戦後次第に高まった社会的ニーズや大学入試制度の導入なども関係がある。

1950 年代、このように増加した学院に対する規制が皆無というわけではなかった。1955 年にソウル市教育委員会が制定した「私設講習所に関する規則」は、私設講習所及び学院を指導・監督するための規則を定めたものである。しかし、これは法律としての性格というよりは、規則または条例という性格を帯びたものであり、ソウル市内にあるものを対象としたものだった。

その意味では、一部を除き 1960 年までは、私教育領域を規制する法律はなく、自由放任であったと位置付けることができる。

(2) 規制・監督期 (1961 年～1979 年)

1961 年 5 月 16 日の軍事クーデター以後、増加する学院に対して規制をかけるべく、同年 9 月 18 日に国家再建最高会議は、法律第 719 号として「私設講習所に関する法律」を制定・公布した。同法は、「私設講習所の正常的運営と質的向上を図るべく、私設講習所の設立及び監督に関する事項を規定する」ことを目的としていた。当時、高額な受講料を徴収している学院が社会問題となっており、「正常」でないとされていた。この状況を打開するために、学院の設立に対し規制を設け、認可をした後はその運営を監督することを定めた。

この法律は、大韓民国政府樹立後、学院（当時は私設講習所）に関する、最初の法律として位置づけられる。法律は 11 の条項と附則から構成されている。その全文は、以下の通り。

第 1 条（目的） 本法は、私設講習所の正常的運営と質的向上を図るために私設講習所の設立及び監督に関する事項を規定することを目的とする。

第 2 条（用語の定義） 本法で私設講習所とは、その名称如何を問わず、私人が青少年や成人に知識または技術や芸能を伝授する目的で一定の課程を講習または教習させる施設で、教育法第 81 条に規定された学校⁽⁸⁾以外のことを言う。但し、3 ヶ月以下の臨時的な講習や工場、事業場、その他職場においてその所属員のために実施する講習は例外とする。

第 3 条（設立認可） 私設講習所を設立しようとする者は、各令の定めるところによって、ソウル特別市教育委員会教育監または道知事（以下、認可庁とする）の認可を受けなければな

らない。

第4条（施設基準）

①私設講習所の設立認可を受けようとする者は、その講習目的の実現に必要な施設および設備を備えなければならない。

②前項の施設および設備とその基準に関しては各令によって定める。

第5条（施設基準の維持義務） 第3条の規定によって、私設講習所の設立認可を受けた者は、前条の規定によって施設および設備の基準を常に維持確保しなければならない。

第6条（施設基準の維持命令） 第3条の認可を受けた者が前条の義務を履行しない時には、認可庁は、その施設および設備の基準維持上必要な命令を発することができる。

第7条（監督） 認可庁は監督上必要な時には、第3条の認可を受けた者に対して報告書の提出を命じたり、所属公務員を派遣し書類、帳簿または講習状況を検閲させ、その他必要な命令を発することができる。

第8条（休所または閉鎖命令） 認可庁は第3条の認可を受けた者が次の各号の一つに該当する時には、閉鎖を命じることができる。

1. 虚偽の方法で第3条の認可を受けた時
2. 第6条の命令を履行しなかった時
3. 第5条の義務を違反した時
4. 前条の命令に違反し、虚偽の報告をししたりまたは、正当な事由なく関係公務員の検閲を拒否または妨害した時
5. 正当な事由なく開講予定日から2ヵ月以内に開講しない時
6. 所定の休講期間を除いて正当な理由なく続けて2ヵ月以上休講した時
7. その他本法に基づく命令に違反した時

第9条（閉所申告） 第3条の認可を受けた者が私設講習所を廃止した時は、各令の定めるところによって認可庁に申告しなければならない。

第10条（罰則） 次の各号の一つに該当する者は1年以下の懲役または50万円^⑨以下の罰金に処する。

1. 第3条の認可を受けずに講習所を開設した者
2. 虚偽の方法で第3条の認可を受けた者
3. 第8条による休所または閉鎖命令に違反した者

第11条（教職者の資格、受講料など） 私設講習所の教職者の資格、受講料、その他本法施行に関して必要な事項は各令によって定める。

附則

①この法は公布した日から施行する。

②従来の壇紀4246年^⑩朝鮮総督府令第3号私設学術講習会に関する件はこれを廃止する。

③本法施行当時、現存する各種私設講習所は、本法施行日から50日以内に本法による認可を受けなければならない、期間内に認可をうけなかった場合は、当然廃止されたものとみなす。

軍事クーデター直後に制定されたということに注意しなければならないが、この法律は、私教育領域に対して、政府の監督・統制を明文化したという点で重要な法律である。以後この法律は、現行の「学院の設立・運営及び課外教習に関する法律」に至るまで、25回に及ぶ改訂がなされてきた。以下、この時期の改訂について見てみよう。

最初の改訂は、1962年12月12日の一部改訂である（法律第1218号）。教育法の第5次改訂（1962年1月6日：法律第955号）による教育自治制の廃止に合わせた改訂であった。具体的には、教育自治制の廃止によってソウル特別市教育委員会教育監が廃止されたことによって、私設講習所の設立認可者をソウル特別市長とした。

第2次改訂は、1964年4月25日の一部改訂である（法律第1629号）。この改訂は、1963年11月1日、法律第1435号として改訂された教育法第15条の規定によって、従来のソウル特別市長、釜山市長、道知事が管掌する地方教育行政事務をソウル特別市、釜山市、道の教育長に移管されたことに伴って、これと関連する事項を整備するための改訂であった。

第3次改訂は、1970年8月3日の一部改訂である（法律第2209号）。この改訂では、私設講習所の増加とこれによって発生する教育的または社会的弊害を無くし、予防するために必要な事項を補完するために、私設講習所の定義が明確化され、罰則が強化された。具体的には、私設講習所を「私人が多数人に30日以上続けてまたは繰り返し知識・技術・芸能または体育を教習させる施設や学習場として提供する施設」と規定した。また罰金を従来の50万圓（1962年当時、10圓で1ウォン）から10万ウォンに強化した。

第4次改訂は、1975年12月31日の一部改訂である（法律第2833号）。この時の改訂理由は、認可庁の設立認可を受けずに私設講習所を運営した者に対する監督機能の強化と、虚偽その他不正な方法で運営したり、運営が不可能な私設講習所を整備することで私設講習所の合理的な運営を期し、児童・生徒の勉学の雰囲気を作るためだとされている。具体的には、講習所を虚偽及び不正な方法で運営したり、運営実績が不明瞭な場合や、受講生の募集にあたり過大及び虚偽の広告をした時に、休所および廃止命令をできるようにした。また、認可を受けずに運営している者に対して当該施設へ検査に行き、帳簿、書類、看板その他標識物を回収・除去し、無認可であることを表示する掲示物を張ることが出来るようにした。そして、罰金を10万ウォンから50万ウォンに強化した。

1970年代は、この様に学院に対する規制が始まった時期であり、軍事政権下であったとはいえ、私教育の範囲に国家が関与し、積極的に統制し始めた時期であった。しかし、こういった規制にも拘わらず、認可を受けようとする学院は増加の傾向を見せた。その背景には、中学校の入学試験の廃止（1969年）、高校の平準化⁽¹¹⁾（1974年）によって、入試競争を有利に進めるためには、学校外で差をつけるしかなくなった点が挙げられる⁽¹²⁾。また、この頃から大学入試に失敗した「再修生（日本で言う浪人生）」が社会問題化する。これに対応するように単科中心であった学院から、再修生などを対象とした一流大学入学のための入試準備対策を行なう総合学院の数が増えていった。この背景には、1962年から始まった「第1次経済社会開発5カ年計画」の推進も影響している。大学入学希望者の増加は、この経済開発によって急激な産業化を経験し、1970年代に生活環境が向上したことで、教育に対する上昇志向が生まれたことが要

因の一つであろう。

この様に 1960 年代から 1970 年代は、学院に対する規制が始まった時期として位置づけることができる。初等教育を義務化し、中学校入試を廃止したことで、中卒人口が増えると、それに伴い高校受験が過熱化した。政府はこれに高校の平準化を断行することで対応するが、結果的にそれは大学入学希望者を増加させただけであった。しかし、大学入学定員は高卒者を受け入れるほど拡大していなかったのである。＜表 1＞は大学進学希望率と不合格者の再修率等をまとめたものである。この表を見ると、大学定員が大幅に拡大する 1979 年に再修生が若干減少するが、再修生数は年々増加傾向にあったことがわかる。彼／彼女らがこの競争の中で学院へと足を向けたことは容易に想像ができる。すなわち、この時期、学院は、政府から社会問題とされていながら、ラディカルな入試政策が生んだ再修生の「受け皿」的な役割があったと推測することができる。

さらにこれに比例するかの様に、規制後も学院は増加し続ける。韓国学院総連合会によれば、1962 年に 521 か所だった学院数は、1972 年に 2,615 か所、1982 年には 7,003 か所と 20 年間で約 13 倍という伸び率である⁽¹³⁾。

＜表 1＞大学進学希望率と不合格者の再修率

年度	1970	1971	1972	1973	1974	1975	1976	1977	1978	1979	1980
高卒者(単位:人)	145,062	173,872	183,508	205,587	234,876	263,369	307,367	360,244	401,706	449,363	460,730
当該年度 卒業者の進学希望率 (受験者数/卒業者) %	51.7	55.8	58.3	57.5	55.7	59.4	57.7	54.6	50.4	57.8	68.9
合格率 (受験者数/合格者) %	52.3	44.7	49.6	45.6	51.2	53.5	50.8	49.4	52.3	87.7	88.4
不合格者の再修率 (再修者/不合格者) %	—	61.9	60.5	60.5	53.7	55.4	54.5	59.2	65.0	76.2	84.5
再修生(単位:人)	45,655	45,955	55,955	64,545	64,182	66,674	76,211	93,498	177,184	140,486	183,909

※合格率における受験者数には再修生を含む。

出典：鄭泰秀『7・30 教育改革』叢智閣、1991 年、160 頁より筆者作成。

（3）規制強化期（1980 年～1986）

1980 年代に入ると、家庭教師に相当する「課外」が社会問題とされ、大きく取り上げられることになる。韓国教育開発院（KEDI）は、1979 年末から 1980 年度の研究課題を「過熱課外勉強の解消対策」と定め、1980 年 1 月から調査を開始した。教育部⁽¹⁴⁾も、同様に 1980 年 3 月に「過熱課外解消対策研究推進計画概要」を作成し、これに対処し始めた。そして、1980 年 7 月 30 日、「教育正常化及び過熱課外解消方案（7・30 教育改革案）」が公表されたのである。これは、過熱課外の現況と教育改革の必要性を指摘し、各項目の改革内容を簡単に紹介したものであったが、その内容は私教育領域に大きな影響を与えた。

その内容の中で学院・課外と関連するものをあげれば、①公・私立学校に在職するすべての教授と教師の課外指導行為を一切禁止し、違反者は教職を去るようにさせる、②私設学院の中・高等学校在学生の受講を禁じ、これを違反する学院に対しては認可取り消し等の制裁措置を加える、③国民に健全な教育観を持つように促し、家庭教師など課外事例を発見した場合には申告させる、等である。

これに伴い、学院法も 1981 年 4 月 13 日に一部改訂する（法律第 3433 号）。この改訂では、これまで認可制であった私設講習所の設置を登録制にした。といっても登録制になったのは、芸能系、体育系、技術系、その他法学、経済学、行政学など大統領令の定める科目を扱う私設講習所が対象である。すなわち初等、中等教育における知識を教習する私設講習所は認可を受けなければならなかった。さらに、この改訂で重要なことは、第 9 条の 2 として新設された「課外教習の制限」である。前述した「7・30 教育改革案」における課外禁止等は、以下のような条項となって表れた。その全文は以下の通り。

第 9 条の 2（課外教習の制限） ①誰人も技術・芸能・体育または大統領令が定める科目に属する知識の教習を除き、課外教習をすることが出来ない。但し、私設講習所（第 3 条の 2 の規定によって認可を受けたり、登録した私設講習所を言う。以下、この条で同じ）において、高等学校・大学またはこれに準ずる学校の入学やその資格検定を目的に学習する児童・生徒以外の受験準備生（以下「児童・生徒以外の受験準備生」とする）に課外教習をする場合は、この限りではない。

②第 1 項における「課外教習」とは、国民学校・中学校・高等学校またはこれに準ずる学校の児童・生徒や児童・生徒以外の受験準備生に知識・技術・芸能または体育を教習する行為で、次の各号の一つに該当しない行為をいう。

1. 第 2 条各号の施設での教習行為
2. 同一戸籍内の親族がする教習行為
3. 大統領令が定める奉仕活動に属する教習行為

③第 1 項の規定によって、許容された課外教習をしようとする者は、私設教習所において教習する場合を除き、大統領令が定めるところにより、主務官庁に申告しなければならない。申告事項の中で大統領令が定める事項を変更しようとする場合も同じである。

④主務官庁は、第 3 項の規定によって申告した者（以下「課外教習者」とする）が虚偽その他不正な方法で申告したり、この法に違反した時は、6 ヶ月の範囲内で期間を定め課外教習の中止を命じることができる。

⑤課外教習者が課外教習を廃止した時はこれを主務官庁に申告しなければならない。

規制の対象から再修生が除外されていることから、まだ「受け皿」的な役割は残っているとはいえ、規制は強まっていた。この時期にはもう一つ学院の位置づけに関係する法律の制定があった。それは、社会教育の振興と大きな関係がある。1980 年に改訂された憲法の第 29 条 5 項にいわゆる平生教育⁽¹⁵⁾の振興が登場し、これに伴って、1982 年 12 月 31 日に「社会教育法（法律第 3648 号）」が制定されたのである。この社会教育法の制定によって、学院は社会教育機関として位置づけられたのであるが、実際に学院に対する政府の支援は消極的なものであったという⁽¹⁶⁾。実際に、社会教育法の施行に伴って 1984 年 4 月 10 日に全文改訂された「私設講習所に関する法律（法律第 3728 号）」では、罰則が強化された。

この時期は、過熱課外に対する規制がついに禁止という形に発展し、私教育領域に対する規

制は極限をむかえた。しかし、ここで問題なのは、私教育領域全般にわたって同様に規制がかけられたという点である。当時、社会問題とされていたのは、一部の高額な学院や課外であった。当時この改革に実際に携わった鄭泰秀によれば「韓国教育開発院や文教部が『勉強すること』を禁止したのではなく、立案者の意思の中には明白に『課外』全体ではなく『過熱』した課外のみをその対策の制限された対象としているのであり、また単発的で対処療法的な直接「禁止」よりは、総合的な診断治療としての自然的な『解消』を政策手段として想定したのである」と語っているが⁽¹⁷⁾、この法律にその意思が反映されているとは言えず、私教育領域に対する規制は全面的に強化されたと言わざるを得ない。

（４）規制緩和期（1987 年～2003 年）

1980 年代の末から、民主化と自律化が強く求められるようになる中で、私教育の位置づけも少しずつ変化した。実際にそれが形に表れたのは、1989 年 6 月 16 日に一部改訂された学院法（法律第 4133 号）によってであった。

この改訂は、これまで実施されてきた課外禁止措置が、学習不振の児童・生徒に対する学習補充は勿論、大多数の児童・生徒に個人別・能力別にそれぞれ多様な学習要求の充足の制約要因になっているという理由からであった。その目的は、これまでの措置を一部緩和し、児童・生徒らに対する学習機会を拡大し、合わせて大学生の課外教習を許容することで経済状況が厳しい大学生の学業を支援するというものであった。具体的な緩和措置としては、教育部長官が定める期間に限り児童・生徒らは学院で補充学習を受けることができるようになった。また、大学生に限り課外教習行為をすることができるようになった。学院の講師は、当該科目を教習できる一定の資格（大統領令によって定められた基準資格）を持てば講師になることができるようになった⁽¹⁸⁾。また、この改訂によって、「私設講習所に関する法律」から「学院の設立・運営に関する法律」に法律名が変わることで初めて「学院」が法律用語として定義された。

1995 年 8 月 4 日には学院法の全部改訂（法律第 4964 号）が行なわれた。この時の改訂で注目すべき点をあげれば次のようになる。まず、対外的には学院市場の開放に備え、国内の学院の競争力を高め、対内的には、国民の便宜を図るために、学院を設立・運営する際の手続きが二元化（認可制、登録制）されていたものを登録制に一元化した。そして、行政規制を緩和し、施設規模においても市・道別に地域住民の意見を反映させるべく市・道条例で定めるようにした。また、学院が不利益な行政処分を受けた場合は、それに先立ち関係者の意見を聴取する制度を置き、学院設立・運営者の権利を保護する一方で、学院設立・運営者の社会的責任と義務を具体化し、学院を社会教育機関として位置づけるなど、これまで不合理とされてきた規定を全般的に補完・整備し、社会教育の振興を図ろうとした点が特徴的である。1990 年に独学による学位取得制度⁽¹⁹⁾の導入もあり、名目上にとどまっていた社会教育機関としての役割を大きく担うようになった⁽²⁰⁾。

その後、1997 年 8 月 22 日に、「行政規制基本法」が法律第 5368 号として制定・公布されたこともあり、1998 年以降、学院法及び制度に関しても大幅な規制緩和が行なわれた。1999 年 1 月 18 日に行なわれた学院法の一部改訂（法律第 5634 号）では、これまで在学生に対する課

外教習期間の制限規定がついに削除された。また一定の規模以上の学院には必ず置かなければならなかった社会教育専門要員の義務配置制度も廃止され、課外教習所の教習科目に対する規制は大幅に緩和された。

そして、2000年4月27日に憲法裁判所は課外教習を原則的に禁止している条項およびその違反行為に対する処罰条項が違憲であるという判決を下した。この判決に伴って、2001年4月7日に学院法が一部改訂（法律第6463号）される。

この判決により、関連条文を削除し、個人課外教習が全面的に許容されることになった。しかし、その透明性の確保と社会的弊害を最小化するためという名目で個人課外教習に対しては申告制度を導入した。これに伴って、法律名も「学院の設立・運営に関する法律」から「学院の設立・運営及び課外教習に関する法律」に変更された。

具体的には、個人課外教習をしようとする者は、教習者の人的事項・教習科目及び教習料などを教育監に申告しなければならないことが明示された⁽²¹⁾。そして、現職教員が課外教習をした場合は1年以下の禁固または300万ウォン以下の罰金に処すことも新たに定められた。

このように、学院は、①自由放任期（1945年～1960年）、②規制・監督期（1961年～1979年）、③規制強化期（1980年～1986）、④規制緩和期（1987年～2003年）と変遷してきたことがわかる。特に規制強化期に社会教育機関として位置づけられたことは、民主化を経た後の学院の方向性を決める大きな契機となったと言える。以下では、2004年以降、現在に至るまでの学院の位置付けについて見ていく。

3. 学院法その後—新たな規制へ

2000年代に入っても学院に対する規制は緩和していった。だからと言って2000年代を単純に「緩和」とだけ評価することは出来ない。というのも、2004年2月17日に「公教育正常化のための私教育費軽減対策」を政府が発表したからである。この対策の目玉として提案されたのが「放課後学校」の導入と「EBS 修能放送」の推進である⁽²²⁾。この発表を受けて、2004年3月22日に学院法の一部改訂が行なわれる（法律第7194号）。

この改訂では、個人課外教習者の範囲と性格の明確化、個人課外教習者の社会的、法律的責任の強化、またその申告制度を補完するなど、個人課外教習と関連した制度を補完した。個人課外教習は合法化されたが、その趣旨を踏まえながら適正な規制を通して個人課外教習行為の不法・高額化を防ぎ、国民の私教育費の負担を軽減するということが改訂の理由として挙げられている。しかし、教育監が必要と認めた場合は、教習料を調整できるようにするなど、私教育費軽減という側面から新たな規制が始まったと見ることができる。

さらに2006年9月22日の一部改訂（法律7974号）では、学院の種類を区分し、幼児を対象とするものと、学校教育課程を対象とするものについてのみ、教育監が受講料及び教習時間を制限できるようにした。また、学習者の募集時に学院および教習所の受講料の表示を義務付けるなど、これまでの規定を補完した。

そして、現行法にいたる最近の改訂（2008年3月28日：法律第8989号）では、公式改訂

理由を次のように記している。

「不法高額個人課外教習によって、私教育費が急増し、教育機会の不平等が深化していることは勿論、社会・経済的な問題点が持続的に発生していることに伴って、無申告個人課外教習に対する処罰を強化し、虚偽によって課外教習を申告した者に対して教習中止を命じられるようにするなど、不法高額個人課外教習を抑制し、効果的な指導・監督が可能になるようにした」

この改訂によって、これまで施行令によって規定されていた個人課外教習者の範囲を第2条において直接規定した。また、無登録学院、無申告教習所および個人課外教習者、虚偽登録学院、虚偽申告教習所および個人課外教習者に対する罰則も1年以下の懲役もしくは500万ウォン以下の罰金と強化している。現行の学院法全文は【資料1】として末尾に訳出しておいた。

このように、2004年の私教育費軽減対策の発表以降、学院に対する規制はまた強まりだしていると言える。本稿で見てきた法律は国家レベルの法律であるが、これに伴って各市・道では学院の設立・運営及び課外教習に関する条例が制定され、より細かい規則がかけられているのが現状である⁽²³⁾。

4. おわりに

1965年に制定されて以来、韓国において学院・課外は、①自由放任期（1945年～1960年）、②規制・監督期（1961年～1979年）、③規制強化期（1980年～1986年）、④規制緩和期（1987年～2003年）と変遷してきた。最初は自由放任的な位置づけの中で、学院数を増やしていき、入試制度の変化とともに社会的ニーズを得た後は、学院のスタイルも多様化していった。その後、受験競争に伴って発生した高額課外が社会問題化したことで、私教育領域全体が規制の対象とされていった。80年代には課外禁止、在学生の学院受講禁止など強力な措置がとられた。しかし一方で、高校―大学の接続部分のゆがみから生じた再修生の「受け皿」としての役割を持っていたこと、さらに1980年代に学院が、社会教育施設として位置づけられていったことは、アンビバレントな側面として指摘できよう。

90年代以降は、緩和の方向に向かっていたのであるが、2004年の私教育費軽減対策案が一つの転換点となり、再び規制がかかるようになった。これまで学院法によって、直接的に私教育領域を規制してきたものとは別に、私教育費の軽減という名目のもとで、私教育が担ってきた機能を公教育内に取り込もうというものである。この2004年以降の学院の位置づけに対して韓国学院総連合会政策室長の金済完氏は「2004年以降学院に対する規制は明文化されない形で強まってきている。特に「放課後学校」は学校を学院化するものであり、学院をなくするという意図が含まれている。」と、憂慮していた⁽²⁴⁾。

このように、韓国においては、国家が私教育領域に積極的に介入し、規制してきた。「放課後学校」は、その公と私の境界がせめぎ合うところに出てきたものといえる。一見すると「放課後学校」は、日本でも一部行政が推進している学校と塾の連携のように見えるが、日本と異なる点は、それが私教育費の削減、すなわち学院の利用を減らすことを目的としている点である。

近年では、早期留学や語学研修、さらにインターネットを利用したオンライン教育などの新

たな形態の「私教育」市場が拡大している。現在、韓国では課外を行なう場合や学院を設立する際に、管轄教育庁に登録・申告しなければならないが、上記のような新たな形態の「私教育」に対する規制の導入も検討しているという。このような公教育と私教育の葛藤が生じるメカニズムを紐解いていくことが今後の課題である。

〔付記〕本稿は、財団法人松下国際財団助成金および韓国国際交流財団研究助成金を受け行なわれた研究成果の一部である。

注（※はハングル文献）

- (1) 「学院」とは日本における塾、予備校に該当する私設教育機関。
- (2) 「私教育」の定義は、「公教育」の定義によって幅がある。狭義では、国または地方公共団体によって設置・管理されている学校以外での教育、すなわち国立学校、公立学校以外でのすべての教育を指す。しかし、私立学校が教育基本法6条にある「公の性質」を備えているとする立場もあるため、その境は明確ではない。韓国においても同じことがいえるが、「私教育(사교육)」といった場合、それが意味するところは、塾や家庭教師など学校外で行なわれる教育である。
- (3) かわうち興学塾 <http://www.kawauchimura.jp/kyoiku/kougakujuuku.htm> (2009年6月現在)。
- (4) 港区ホームページ <http://www.city.minato.tokyo.jp/kyoiku/sisaku/gakushukojo/index.html> (2009年6月現在)。
- (5) 足立区ホームページ <http://www.city.adachi.tokyo.jp/003/dayori/no43/04.html> (2009年6月現在)。
- (6) ※ファンジョンゴン『韓国における学院教育の改革方向－学院政策運営に関する研究－』明知大学校社会教育研究所、1990年、20頁。
- (7) ※韓国学院総連合会『希望の記録－韓国学院総連合会50年史』2008年、非売品、42頁。
- (8) 当時の教育法(1951年12月1日施行)第81条に定められる学校とは、国民学校、中学校、高等学校、大学、師範学校、師範大学、技術学校、高等技術学校、公民学校、高等公民学校、特殊学校、幼稚園、各種学校を指す。
- (9) 圓は大韓民国で1953年2月15日から1962年6月9日まで使用された貨幣単位で、1962年当時の換金率は10圓で1ウォンである。
- (10) 壇紀とは古朝鮮の始祖である檀君が即位した年を紀元とする年号で、西暦紀元前2333年を元年とする。1948年から使用され1961年に廃止される。壇紀4246年は西暦1913年にあたる。
- (11) 「学校群」を設置して、抽選で入学者を決定する選抜方式。1974年にソウル、釜山において導入されて以降、2006年現在26地域(市)において実施されている。
- (12) 拙稿「韓国における私教育費問題と政府の対応に関する研究－教育政策の分析を通して－」、比較教育学会『比較教育学研究』第38号、2009年、87－107頁を参照。
- (13) ※韓国学院総連合会、前掲書、45頁。
- (14) 日本の文部科学省に相当する韓国政府の教育担当行政である。その名称は文教部→教育部(1991年)→教育人的資源部(2001年)→教育科学技術部(2008年)と変化している。本稿では、引用部分を除き便宜上「教育部」の名称を用いる。
- (15) 日本における生涯学習を韓国では「平生学習」「平生教育」と表記する。
- (16) ※韓国学院総連合会、前掲書、47頁。
- (17) ※鄭泰秀、前掲書、34頁。鄭泰秀は、当時、1980年7月30日に公表される改革案を作成した「国家保衛非常対策委員会文教公報委員会」の分科委員として携わっていた。

- (18) 大統領令(第 12940 号)によって定められた資格は、高等学校卒業以上の学歴をもつ者で、当該教習科目と同じもしくは類似した科目を専攻する者とされている。
- (19) 独学による学位取得制度は、高等学校を終えた後、経済的、時間的制約のために大学に進学できなかった者に対して、自学自習を通したり多様な教育機関(ここに学院も含まれる)を利用し、学習した後、国家機関が実施する試験手続きを経て学士学位を取得できる制度である。
- (20) 1999 年に制定された「平生教育法」⁽²⁰⁾は、根本的に開かれた学習社会の実現のための法制基盤を整えるのもので、既存の社会教育法の問題点を補完し拡大した法律である。この法の制定によって学院は「平生教育施設」として位置づけられた。
- (21) 大学または大学院に在学中の学生は申告義務者から除外されている。
- (22) 放課後学校については、拙稿「韓国における私教育費問題の現状と展望－「放課後学校」の取り組み－」、国際教育文化研究会『国際教育文化研究』第 8 号、2008 年、59－70 頁を参照。
- (23) 例えば、ほとんどの市・道において夜間(市・道において若干の差はあるが、おおよそ 22:00 以降)の学院運営を禁じている。
- (24) 筆者が 2009 年 3 月 24 日に行なったインタビュー調査より抜粋。

【資料 1】

学院の設立・運営及び課外教習に関する法律(現行法、2009 年 6 月)
 [施行 2008 年 3 月 28 日][法律第 8989 号、2008 年 3 月 28 日 一部改訂]

第 1 条(目的) この法律は、学院の設立と運営に関する事項を規定し、学院の健全な発展を図ることによって、平生教育振興に貢献するとともに課外教習に関する事項を規定することを目的とする。[全文改訂 2007 年 12 月 21 日]

第 2 条(定義) この法律において使用する用語の意味は次の通り。<改訂 2008 年 3 月 28 日>

1. 「学院」とは、私人が大統領令によって定める数以上の学習者に 30 日以上の教習課程(教習課程の反復で教習日数が 30 日以上になる場合を含む。以下同様)によって知識・技術(技能を含む。以下同様)・芸能を教習するあるいは、30 日以上学習場所を提供する施設を言う。

但し、次の各項目のいずれか一つに該当する施設は除く。

- ア. 「幼児教育法」、「初・中等教育法」、「高等教育法」、それ以外の法令の学校
- イ. 図書館、博物館及び科学館
- ウ. 事業場などの施設で所属職員の研修のための施設
- エ. 「平生教育法」に伴い認可・登録・申告または報告された平生教育施設
- オ. 「勤労者職業能力開発法」に伴う職業能力開発訓練施設やそれ以外に平生教育に関する他の法律に伴って設置された施設
- カ. 「道路交通法」に伴う自動車運転学院

2. 「教習所」とは、第 4 号に伴う課外教習をする施設で学院でない施設を言う。

3. 「個人課外教習者」とは、学習者の住居地または教習者の住居地で「建築法」第 2 条第 2 項の単独住宅または共同住宅で教習料を受け、課外教習をする者をいう。

4. 「課外教習」とは、初等学校・中学校・高等学校またはこれに準ずる学校の児童・生徒や学校入学または、学力認定に関する検定のための試験準備生に知識・技術・芸能を教習する行為を言う。但し、次の各項目のいずれか一つに該当する行為は除く。

- ア. 第 1 号各項目による施設でその設置目的に従って行なわれる教習行為
- イ. 同じ登録基準地内の親族がする教習行為
- ウ. 大統領令によって定める奉仕活動に属する教習行為

5. 「学習者」とは次の各項目の者を言う。

- ア. 学院や教習所で教習を受ける者
- イ. 30 日以上学習場所として提供された施設を利用する者
- エ. 個人課外教習者から教習を受ける者

[全文改訂 2007 年 12 月 21 日]

第 2 条の 2 (学院の種類) ①学院の種類は次の各号の通り。

1. 学校教科教習学院：「幼児教育法」第 2 条第 1 号に伴う幼児または「障害人等に対する特殊教育法」第 15 条第 1 項各号のいずれか一つに該当する障害がある者を対象に教習するあるいは「初・中等教育法」第 23 条第 3 項に伴う学校教育課程を教習する学院
2. 平生職業教育学院：第 1 号による学院以外に平生教育や職業教育を目的とする学院

②第 1 項による学院の種類別教習課程の分類は大統領令によって定める。

[全文改訂 2007 年 12 月 21 日]

第 3 条 (教員の課外教習制限) 「初・中等教育法」第 2 条、「高等教育法」第 2 条、その他の法律に従って設立された学校に所属する教員は課外教習をしてはならない。

[全文改訂 2007 年 12 月 21 日]

第 4 条 (学院設立・運営者等の責務) ①学院を設立・運営する者 (以下「学院設立・運営者」とする) は自律と創意で学院を運営し、学習者に対する便宜提供、適正な受講料の徴収等を通して負担軽減及び教育機会の均等な提供等のために努力する等、平生教育担当者としての責務を全うしなければならない。 <改訂 2008 年 3 月 28 日>

②教習所を設立・運営する者 (以下「教習者」という) と個人課外教習者は課外教習をする時学習者に対する便宜提供、適正な受講料の徴収等を通して負担軽減及び教育機会の均等な提供等のために努力する等、教習を担当する者としての責務を全うしなければならない。 <改訂 2008 年 3 月 28 日>

③学院設立・運営者及び教習者は特別市・広域市・道及び特別自治道 (以下、「市・道」とする) の条例によって定めるところにより、学院・教習所の運営と関連して学院・教習所の受講生に発生する生命・身体上の損害を賠償することを内容とする保険や共済事業に加入する等、必要な安全措置を取らなければならない。

[全文改訂 2007 年 12 月 21 日]

第 5 条 (教育環境の浄化等) ①学院設立・運営者または教習者は、学院や教習所の教育環境と衛生施設を清潔に維持し管理しなければならない。

②学校教科教習学院を設立・運営する者または教習者は、教育環境を害するおそれのある営業所と近い場所に学校教科教習学院や教習所を設立・運営してはならない。

③学校教科教習学院や教習所と近い場所に教育環境を害するおそれのある営業所を設置する場合、その営業に関して許可・認可等をする行政機関の長はあらかじめ管轄教育監と協議しなければならない。

④第 2 項と第 3 項に伴う学校教科教習学院・教習場と近い場所の範囲及び教育環境を害するおそれがある営業所の種類は大統領令によって定める。

[全文改訂 2007 年 12 月 21 日]

第 6 条 (学院の設立・運営の登録) ①学院を設立・運営しようとする者は、第 8 条による施設と設備を備え大統領令が定めるところに従って教育監に登録しなければならない。登録した事項の中で大統領令が定める事項を変更しようとする場合にも同じ。

②宿泊施設を備えた学校教科教習学院の登録は、大統領令が定める範囲で管轄地域の教育与件と受講生の安全及び宿泊施設の必要性などを考慮し、市・道の条例が定める基準に合う場合のみ可能である。

[全文改訂 2007 年 12 月 21 日]

第 7 条 (条件付き設立登録) ①教育監は第 6 条によって学院の設立・運営の登録を受理する時に大統領令が定める期間に第 8 条に伴う私設と設備を備えることを条件に学院の設立・運営

の登録を受理することができる。

- ②教育監は、第1項によって登録をした者が正当な事由無くその期間に施設と設備を備えなければ登録を抹消しなければならない。

[全文改訂 2007年12月21日]

第8条（欠格事由等）①次の各号のいずれか一つに該当する者は第6条による学院の設立・運営の登録ができない。

1. 禁治産者、限定治産者
2. 破産宣告を受けた者で復権してない者
3. 禁固以上の刑を宣告されその執行が終わってあるいは執行をうけないことが確定した後、3年がたっていない者、また執行猶予期間中の者
4. この法を違反し罰金刑の宣告を受けた後1年が経ってない者
5. 法院の判決によって資格が停止あるいは喪失した者
6. 第17条第1項によって学院登録が抹消された日から1年が経っていない者
7. 法人としてその任員中に第1号から第6号までの規定に該当する者がある場合

- ②学院の設立・運営者が第1項の各号の事由に該当することになれば、その登録は効力を失う。但し、第1項第7号の場合該当法人がその事由が発生した日から3ヵ月以内に該当任員を変え選任する場合にはこの限りでない。

第10条（休院及び閉院等の申告）学院設立・運営者はその学院を1ヵ月以上休院するあるいは、閉院する時、教育科学技術部令が定めるところにより遅滞なく教育監に申告しなければならない。＜改訂 2008年2月29日＞

[全文改訂 2007年12月21日]

第11条 削除＜1999年1月18日＞

第12条（教習課程）学院の教習課程は学院設立・運営者が学習者の必要と実用性を尊重しなければならない。

[全文改訂 2007年12月21日]

第13条（講師等）①学院で教習を担当する講師は大統領令が定める資格を備えた者でなければならない。

- ②学院の設立・運営者は講師の年齢・学力・専攻科目及び経歴等に関する人的事項を教育科学技術部令が定めるところによって掲示しなければならない。＜2008年2月29日＞

- ③教育監は学院の設立・運営者及び講師が備えなければならない社会教育担当者としての資質を向上させるために必要であれば大統領令が定めるところによってこれらの研修に関する計画を樹立・施行できる。

[全文改訂 2007年12月21日]

第14条（教習所の設立・運営の申告等）①教習所を設立・運営しようとする者は大統領令が定めるところにより、教育監に申告しなければならない。申告した事項の中で大統領令が定める事項を変更する場合にも同じである。

- ②教習所は教習者1名が一つの場所で1科目のみを教習しなければならない。

- ③教習者の資格、教習所の場所・施設・設備、学習者の数、その他必要な事項は大統領令によって定める。

- ④教習者は教習所を1ヵ月以上休所するあるいは閉所する場合、教育科学技術部令が定めるところにより遅滞なく教育監に申告しなければならない。＜改訂 2008年2月29日＞

- ⑤第17条第2項による教習所の廃止処分を受けた者はその処分を受けた日から1年以内には教育科学技術部令が定めるところに従い同じ種類の教習所を申告することができない。＜改訂 2008年2月29日＞

[全文改訂 2007年12月21日]

第14条の2（個人課外教習者の申告等）①個人課外教習をしようとする者は、大統領令が定めるところにより、住所地管轄教育監に教習者の人的事項、教習科目、教習場所および教習

料を申告しなければならない。申告した事項の中で大統領令が定める事項を変更しようとする場合にもまた同じ。ただし、「高等教育法」第2条または個別法律によって設立された大学（大学院を含む）及びこれに準ずる学校に在籍中の学生（休学生は除く）はこの限りではない。

- ②教育監は、第1項に従って個人課外教習の申告を受けた場合、教育科学技術部令が定めるところに従い申告証明書を発給しなければならない。＜改訂 2008 年 2 月 29 日＞
- ③個人課外教習者は申告証明書を教習場所に掲示する、あるいは学習者またはその保護者が要請すれば提示しなければならない。
- ④個人課外教習者が第2項によって発給を受けた申告証明書を失ったりその申告証明書が使えなくなった場合には教育科学技術部令が定めるところに従い、教育監に再発給を申請することができる。＜改訂 2008 年 2 月 29 日＞
- ⑤個人課外教習者が課外教習をしなければその事実を教育監に通報しなければならない。
- ⑥教育監が必要だと認めれば、個人課外教習者に大統領令が定めるところに従い教習料の調整を命じることができる。
- ⑦第1項による申告や変更申告を受けた教育監は個人課外教習場所がその教育監の管轄地域でなければ教習場所を管轄する教育監にその事実を通報しなければならない。
- ⑧第17条第3項による課外教習中止命令を受けた者はその命令を受けた日から1年以内には課外教習をすることができない。＜新設 2008 年 3 月 28 日＞

[全文改訂 2007 年 12 月 21 日]

- 第15条（受講料等）①学院の設立・運営者および教習者は学習者から受講料・利用料または教習料（以下、「受講料等」とする）を受けることができる。
- ②受講料等は教習内容と教習時間等を考慮し、該当学院の設立・運営者または教習者が定め、教育科学技術部令が定めるところに従いこれを掲示しなければならず、学習者を募集する目的で印刷物・インターネット等を通して広告をする場合は受講料等を表示しなければならない。＜改訂 2008 年 2 月 29 日＞
 - ③学院の設立・運営者及び教習者じゃ受講料等を虚偽で表示・掲示したり、表示・掲示した受講料を超過した金額を徴収してはならない。
 - ④教育監は第2項によって定めた学校教科教習学院または教習所の受講料等が過多であると認められれば大統領令が定めるところに従い受講料等の調整を命じることができる。

[全文改訂 2007 年 12 月 21 日]

- 第16条（指導・監督等）①教育監は学院の健全な発展と教習所及個人課外教習者がする課外教習の健全性を確保するために適切な指導・監督をしなければならない。
- ②教育監は学校の授業と児童・生徒の健康等に及ぼす影響を考慮し、市・道の条例が定める範囲で学校教科教習学院及び教習所の教習時間を定めることができる。この場合教育監は保護者及び関連団体等の意見を聞かなければならない。
 - ③教育監は必要だと認めれば学院の設立・運営者及び教習者に対して施設・設備、受講料等、教習に関する事項または、各種統計資料を報告させたり、関係公務員に該当施設に出入りさせ、その施設・設備、帳簿、その他の書類を検査させることができ、施設・設備の改善命令やその他必要な命令をすることができる。
 - ④教育監は必要だと認めれば個人課外教習者の教習料等各種申告事項を確認したりその他に必要な処置を取ることができる。
 - ⑤第3項に従って出入り検査をする関係公務員はその権限を表示する証票を携帯しこれを関係人に提示しなければならない。

[全文改訂 2007 年 12 月 21 日]

- 第17条（行政処分）①教育監は学院が次の各号のいずれか一つに該当すればその登録を抹消するあるいは、1年以内の期間を定め教習課程の全部または一部について教習の停止を命じることができる。但し、第1号に該当する場合はその登録を抹消しなければならない。

1. 虚偽やその他の不正な方法で第6条に伴う登録をした場合
2. 宿泊施設を備えた学校教科教習学院が第6条2項に伴う基準に達しなくなった場合
3. 第8条に伴う新設基準に達しなくなった場合
4. 正当な事由無く開院予定日から2ヵ月が経った時まで開院しなかった場合
5. 正当な事由無く続けて2ヵ月以上休院した場合
6. 登録した事項に関して変更登録をせず変更する等、不正な方法で学院を運営した場合
7. 第15条第3項を違反し、表示・掲示した受講料を超過し徴収した場合
8. 学習者を募集する時、過多または虚偽の広告をした場合
9. その他、この法またはこの法に伴う命令を違反した場合

②教育監は教習所が次の各号のいずれか一つに該当すれば、その教習所の廃止を命じた後6ヵ月以上の期間を定め、教習の停止命ずることができる。但し、第1号に該当する場合はその教習所の廃止を命じなければならない。

1. 虚偽やその他の不正な方法で第14条1項にしたがって申告した場合
2. 申告した事項に関して変更申告をせず変更する等不正な方法で教習所を運営した場合
3. その他、この法またはこの法に伴う命令を違反した場合

③教育監は個人課外教習者が次の各号のいずれか一つに該当する場合、課外教育の中止を命じることができる。但し、第1号に該当する場合は課外教習の中止を命じなければならない。

＜新設 2008年3月28日＞

1. 虚偽やその他の不正な方法で第14条の2第1項に伴う申告をした場合
2. 申告した事項に関して変更申告をせずこれを変更するなど不正な方法で課外教習をした場合
3. 第14条の2第6項に伴う教習料の調整命令を違反した場合

[全文改訂 2007年12月21日]

第18条（受講料等の返還等）①学院の設立・運営者及び教習者は学習者が受講を続けられない場合、または学院の登録抹消、教習所の廃止等で教習を続けられない場合には、学習者から受けた受講料等を変換する等、学習者を保護するために必要な措置をしなければならない。②第1項に従って受講料等の返還事由、返還金額、その他必要な事項は大統領令によって定める。

[全文改訂 2007年12月21日]

第19条（学院などに対する措置）①教育監は第6条または第14条に従って登録や申告をせず学院や教習所を設立・運営したり、第17条に従って学院の登録を抹消または教習所の廃止の処分を受けたり教習の停止処分を受けた学院の設立・運営者または教習者が続けて教習したり、学習場所を提供する場合には、この学院や教習所を閉鎖したり教習等を中止させるために次の各号の措置を取ることができる。

1. 該当学院や教習所の看板やその他の表示物を除去しあるいは学習者の出這入りを制限するための施設物の設置
2. 該当学院や教習所が登録または申告をしていない施設や第17条に従って行政処分を受けた施設であることを知らせる掲示物の附着

②削除＜2008年3月28日＞

③第1項に伴う措置はその目的を達成するために必要な最小限の範囲でしなければならない。

④第1項に伴う措置をする関係公務員は、その権限を表示する証票を携帯し、これを関係人に提示しなければならない。

[全文改訂 2007年12月21日]

第20条（聴聞）教育監は次の各号のいずれか一つに該当する処分をする場合聴聞をしなければならない。

1. 第17条第1項に伴う学院の登録抹消
2. 第17条第2項に伴う教習所の廃止命令

[全文改訂 2007 年 12 月 21 日]

第 21 条 (権限の委任・委託<改訂 2007 年 12 月 21 日>) ①この法による教育監の権限は大統領令が定めるところによって、その一部を教育長に委任することができる。<改訂 2007 年 12 月 21 日>

②削除<2001 年 1 月 26 日>

③教育監は第 13 条第 3 項に従って学院の設立・運営者及び講師に対する研修計画の施行に関する業務の一部を大統領令が定めるところに従って、学院と関連した機関または法人に委託することができる。<改訂 2007 年 12 月 21 日>

第 22 条 (罰則) ①次の各号のいずれか一つに該当する者は 1 年以下の懲役または 500 万ウォン以下の罰金に処する。

<改訂 2008 年 3 月 26 日>

1. 第 6 条に従って登録をせず学院を設立・運営した者
 2. 虚偽やその他の不正な方法第 6 条に従って登録した者
 3. 第 14 条第 1 項に従って申告をせず、教習所を設立・運営したり虚偽やその他の不正な方法で申告し、課外教習をした者
 4. 第 14 条第 1 項に申告をせず教習所を設立・運営したり虚偽やその他の不正な方法で深刻し課外教習をした者
- ②第 3 条を違反し課外教習をした者は 1 年以下の禁固または 300 万ウォン以下の罰金に処する。
<改訂 2008 年 3 月 26 日>

③第 19 条第 1 項各号に従って看板やその他の標識物の除去または施設物の設置を拒否・妨害または忌避したり掲示物を許しを得ずに除去したり使えなくさせた者は 200 万以下の罰金に処する。<改訂 2008 年 3 月 26 日>

[全文改訂 2007 年 12 月 21 日]

第 23 条 (過料) ①次の各号のいずれか一つに該当する者には 200 万ウォン以下の過料を賦課する。<改訂 2008 年 3 月 26 日>

1. 第 4 条第 3 項に従って安全措置を取らなかった者
 2. 第 10 条や第 14 条第 4 項に従って申告をしなかった者
 3. 第 13 条第 2 項に従って講師の命令・学歴・専攻科目及び経歴等に関する人的事項を掲示しなかった者
 4. 削除<2008 年 3 月 28 日>
 5. 第 14 条の 2 第 3 項を違反し申告証明書を掲示または提示しなかった者
 6. 第 14 条の 2 第 6 項に伴う教習料の調整命令を違反した者
 7. 第 15 条第 2 項を違反し、受講料を表示・掲示しなかったり、同条第 3 項を違反し受講料を虚偽で表示・掲示した者
 8. 第 16 条第 3 項に伴って報告をしなかったり虚偽の報告をした者
 9. 第 16 条第 3 項に伴って関係公務員の出入り・検査を拒否・妨害または忌避した者
 10. 第 18 条に伴って受講料等を返還しなかった者
- ②第 1 項に伴う過料は大統領令が定めるところにより教育監が賦課・徴収する。
- ③第 2 項に伴う過料処分に不服する者はその処分を告知された日から 30 日以内に異議を提起することができる。
- ④第 2 項に伴って過料処分を受けた者が第 3 項に従って異議を提起した場合、教育監は遅滞なく管轄法院にその事実を通報しなければならず、その通報を受けた管轄法院は「非訟事件手続法」に従って過料裁判を行なう。
- ⑤第 3 項に伴う期間に異議を提起せず過料を払わない場合、地方税滞納処分の例に従って徴収する。

[全文改訂 2007 年 12 月 21 日]

附則<第 8989 号、2008 年 3 月 28 日>

①（施行日）この法は公布した日から施行する。

②（経過措置）この法の施行前の行為に対する罰則と過料の適用においては従前の規定に従う。

Private Teaching in South Korea viewed from Private Teaching Acts

TANAKA MITSU HARU

This study describes how private teaching in South Korea has been addressed in terms of its transition and private teaching acts, "Act on the Establishment, Operation of Private Teaching Institutes and Extracurricular Lessons", and also clarifies aspects of relationship between public education and private education.

First, cram schools and private teaching can be distinguished with four periods since 1965 which consisted of (1) non-interference policy (1945-1960), (2) monitoring policy (1961-1979), (3) controlling policy (1980-1986), and (4) deregulation policy (1987-2003). Since the private sector of education has expanded in the circumstance of non-interference policy as well as increased social needs for private education. At the same time the government changed school policies about entrance exams for high schools, the style of private teaching has been diversified. The private teaching has generated along with the competitive entrance examination. As the competitive situation gave rise to the problem of high educational cost, private sectors was targeted of monitoring and controlling policy.

The enhancement of regulation from educational policies can be addressed a crucial turning point for the private sector of education in the 1980s in South Korea, because government embarked on creating the lifelong education on cram schools. Even though the actual conditions on cram schools remained as a preparatory school for entrance exams, the juridical definition for cram schools was set up as an educational institution for lifelong education in the time of democratization 1988. However, democratization brought the freedom for private sector, meanwhile, the regulation against that has begun in the 2000s. The turning point was occurred in 2004 in the name of "the Alleviation Plan of Educational Costs on Private Education".

Although the act for private sector used to regulate directly cram schools, new educational policy on private sector started to reduce its function. Instead of that, public sector of education has coped with the individual education which used to be covered by private sector; for example, extra classes after schools. Thus, the national policy turned to intervene positively and restrict the private sector of education.